

金融円滑化にかかる基本的方針，体制の概要および実施状況

令和 6年 3月 31日
鹿児島いずみ農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年 1月29日に公表しております。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融事業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- （3）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融事業部へ報告することとしております。
- （4）各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《別紙 対応状況を把握する体制の概要図》

3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- （1）お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談を金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- （2）お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融事業部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融事業部に連絡し、金融事業部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《別紙 相談・苦情等対応の体制の概要図》

4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について記載

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

(2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について記載
特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

(3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成について記載

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 貸付条件の変更等の実施状況

○貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	159	168	170	173
うち、実行に係る貸付債権	151	160	162	165
うち、謝絶に係る貸付債権	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	5	5	5	5

○貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
	件数	件数	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	8	10	13	14
うち、実行に係る貸付債権	8	9	12	12
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	1
うち、取下げに係る貸付債権	0	1	1	1

金融円滑化にかかる苦情・相談窓口

以下の本支所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	出水市高尾野町下水流 890 番地	金融事業部 融資管理課	0996-64-2606
出水事業所	出水市中央町 1120 番地	金融共済課	0996-62-1531
米ノ津事業所	出水市明神町 244 番地	金融共済課	0996-67-2025
高尾野事業所	出水市高尾野町柴引 112 番地	金融共済課	0996-82-1131
江内事業所	出水市高尾野町江内 3310 番地	金融共済課	0996-85-5111
野田事業所	出水市野田町上名 6137 番地	金融共済課	0996-84-2411
阿久根事業所	阿久根市波留 610 番地	金融共済課	0996-72-1111
三笠事業所	阿久根市脇本 7881 番地 1	金融共済課	0996-75-2111
東事業所	出水郡長島町鷹巣 1656 番地 2	金融共済課	0996-86-1211
長島事業所	出水郡長島町指江 566 番地 1	金融共済課	0996-88-5555

(ご相談受付時間：9時～17時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情相談については、本所金融事業部融資管理課・各事業所金融共済課にてお受けいたします。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制ならびに苦情・相談対応の概要図

